

参考資料

平成30年12月13日

平成30年第3回神奈川県議会定例会

文教常任委員会資料
(附属資料)

(平成30年12月10日付託分)

教育委員会

目 次

ページ

I	神奈川県文化財保護条例（昭和 30 年神奈川県条例第 13 号）新旧対照表	1
II	横浜北部方面特別支援学校（仮称）校舎棟新築工事・体育館改修工事 （建築－第 1 工区・第 2 工区）の概要	3
III	学校職員の給与等に関する条例 教育職給料表（平成 30 年度の改定）	5
IV	学校職員の給与等に関する条例（昭和 32 年神奈川県条例第 56 号）新旧対照表	9
V	学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例 （平成 17 年神奈川県条例第 125 号）新旧対照表	13

改 正	現 行
<p>(刑罰)</p> <p>第38条 県指定重要文化財を損壊し、<u>毀棄</u>し、又は隠匿した者は、<u>30万円</u>以下の罰金又は科料に処する。</p> <p>2 前項に規定する者が当該県指定重要文化財の所有者であるときは、<u>15万円</u>以下の罰金又は科料に処する。</p> <p>第39条 県指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、<u>毀損</u>し、又は衰亡するに至らしめた者は、<u>30万円</u>以下の罰金又は科料に処する。</p> <p>2 前項に規定する者が当該県指定史跡名勝天然記念物の所有者であるときは、<u>15万円</u>以下の罰金又は科料に処する。</p> <p>第39条の2 第14条又は第35条の規定に違反して、教育委員会の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、県指定重要文化財若しくは県指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は教育委員会の<u>現状変更</u>若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかつた者は、<u>15万円</u>以下の罰金又は科料に処する。</p>	<p>(刑罰)</p> <p>第38条 県指定重要文化財を損壊し、<u>き棄</u>し、又は隠匿した者は、<u>5万円</u>以下の罰金又は科料に処する。</p> <p>(新設)</p> <p>第39条 県指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、<u>き損</u>し、又は衰亡するに至らしめた者は、<u>5万円</u>以下の罰金又は科料に処する。</p> <p>(新設)</p> <p>第39条の2 第14条又は第35条の規定に違反して、教育委員会の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、県指定重要文化財若しくは県指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は教育委員会の<u>現状の変更</u>若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかつた者は、<u>3万円</u>以下の罰金又は科料に処する。</p>

II 横浜北部方面特別支援学校（仮称）校舎棟新築工事・体育館改修工事（建築一第1工区・第2工区）の概要

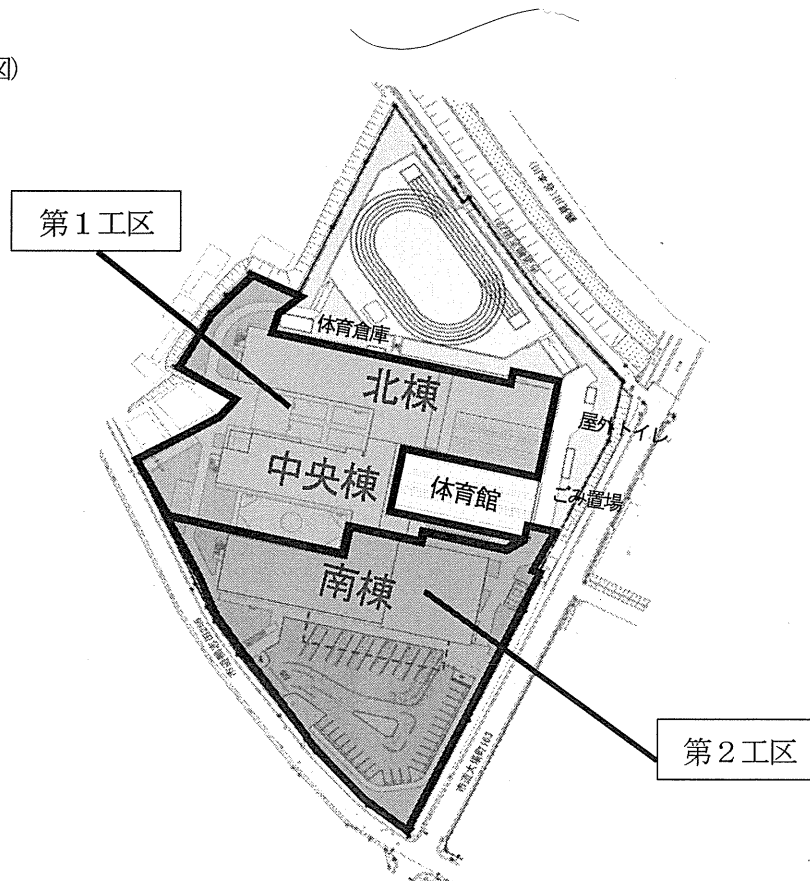
(1) 工事名称 横浜北部方面特別支援学校（仮称）校舎棟新築工事・体育館改修工事（建築一第1工区・2工区）

(2) 工事場所 横浜市青葉区みたけ台 26-18

(3) 議会案件

	工事名称	請負契約者名	請負契約金額
定 県 第 117 号	横浜北部方面特別支援学校（仮称）校舎棟新築工事・体育館改修工事（建築一第1工区）	山王・協同 特定建設工事共同企業体 代表者 山王建設株式会社 代表取締役 高橋 学	(変更前) 1,499,971,964 円 (うち消費税 111,109,034 円)
			(変更後) 1,519,913,160 円 (うち消費税 112,586,160 円)
定 県 第 118 号	横浜北部方面特別支援学校（仮称）校舎棟新築工事・体育館改修工事（建築一第2工区）	アイグス・相陽 特定建設工事共同企業体 代表者 アイグステック株式会社 代表取締役 塩谷 政志	(変更前) 1,138,054,503 円 (うち消費税 84,300,333 円)
			(変更後) 1,151,478,720 円 (うち消費税 85,294,720 円)

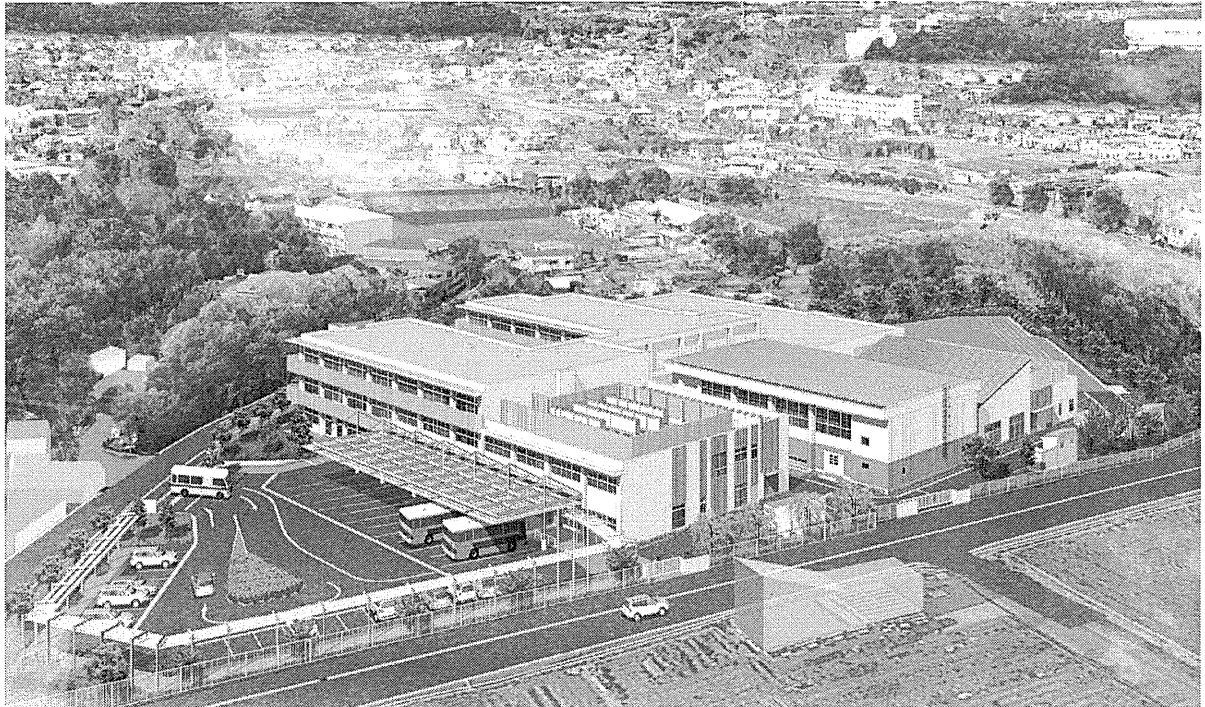
(工区概要図)



(スケジュール)

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
← 調査設計 →	← 基本・実施設計 →		← 新築工事 →		← 準備期間 →
					開 校

(イメージ図)



Ⅲ 学校職員の給与等に関する条例 教育職給料表（平成30年度の改定）

※ 「改定額」は現行の給料月額との比較

職員の区分	職務の級 号給	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級	
		給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	157,900	1,600	173,900	1,700	252,100	1,200	291,300	1,200	406,700	400
	2	159,400	1,600	176,000	1,700	254,600	1,200	293,900	1,200	408,200	400
	3	160,900	1,600	178,100	1,700	257,100	1,200	296,800	1,200	409,700	400
	4	162,400	1,600	180,300	1,700	259,400	1,200	299,300	1,200	411,200	400
	5	164,100	1,600	182,300	1,700	262,000	1,100	301,800	1,200	412,600	400
	6	166,000	1,600	184,500	1,700	264,400	1,100	304,200	1,200	414,000	400
	7	167,800	1,600	186,700	1,700	266,600	1,100	306,500	1,200	415,500	400
	8	169,600	1,600	188,900	1,700	268,800	1,100	308,900	1,200	417,100	400
	9	171,400	1,600	191,200	1,700	270,900	1,100	311,300	1,200	418,500	400
	10	173,500	1,600	194,000	1,700	273,100	1,100	313,900	1,200	419,900	400
	11	175,500	1,600	196,700	1,700	275,300	1,100	316,600	1,200	421,300	400
	12	177,500	1,600	199,400	1,700	277,300	1,100	319,500	1,200	422,600	400
	13	179,500	1,600	202,300	1,700	279,600	1,100	321,900	1,100	423,900	400
	14	181,700	1,600	204,000	1,700	281,600	1,100	323,900	1,100	425,300	400
	15	183,900	1,600	205,700	1,700	283,500	1,100	325,900	1,100	426,700	400
	16	186,100	1,600	207,400	1,700	285,500	1,100	328,200	1,100	428,100	400
	17	188,400	1,600	209,200	1,700	287,300	1,100	330,200	1,000	429,300	400
	18	191,000	1,600	210,800	1,600	289,700	1,100	332,400	1,000	430,600	400
	19	193,500	1,600	212,500	1,600	292,000	1,100	334,700	1,000	431,800	400
	20	196,000	1,600	214,000	1,500	294,500	1,100	336,800	1,000	433,100	400
	21	198,500	1,600	215,800	1,500	296,500	1,000	338,900	900	434,200	400
	22	200,200	1,600	217,700	1,500	299,000	1,000	341,000	900	435,400	400
	23	201,900	1,600	219,600	1,500	301,300	1,000	343,200	900	436,700	400
	24	203,600	1,600	221,500	1,500	304,000	1,000	345,300	900	438,000	400
	25	205,100	1,600	223,000	1,300	306,400	1,000	347,100	800	439,300	400
	26	206,600	1,400	225,000	1,300	308,800	1,000	349,000	800	440,500	400
	27	208,300	1,400	227,000	1,300	311,300	1,000	351,000	800	441,500	400
	28	209,900	1,400	229,000	1,300	313,600	1,000	353,000	800	442,600	400
	29	211,400	1,400	230,800	1,200	315,800	900	354,900	800	443,900	400
	30	213,100	1,400	233,500	1,200	318,000	900	356,700	800	445,000	400
	31	214,800	1,400	236,200	1,200	320,100	900	358,400	800	446,200	400
	32	216,500	1,400	238,900	1,200	322,300	900	360,300	800	447,300	400
	33	218,000	1,300	241,500	1,200	324,200	700	361,600	600	448,500	400
	34	219,800	1,300	244,300	1,200	326,300	700	363,300	600	449,400	400
	35	221,600	1,300	246,900	1,200	328,400	700	364,800	600	450,300	400
	36	223,400	1,300	249,600	1,200	330,400	700	366,600	600	451,000	400
	37	224,900	1,200	252,100	1,200	332,500	700	368,500	600	451,800	400
	38	226,700	1,200	254,600	1,200	334,600	700	370,000	600	452,600	400
	39	228,500	1,200	257,100	1,200	336,800	700	371,300	500	453,400	400
	40	230,300	1,200	259,400	1,200	339,000	700	372,900	500	454,200	400
	41	232,000	1,200	262,000	1,100	340,700	600	374,000	500	455,100	400
	42	233,700	1,200	264,400	1,100	342,900	600	375,400	500	455,900	400
	43	235,300	1,200	266,600	1,100	344,900	600	376,800	500	456,700	400
	44	236,900	1,200	268,800	1,100	347,100	600	378,300	500	457,500	400
	45	238,300	1,100	270,900	1,100	348,900	600	379,700	400	458,400	400
	46	239,700	1,100	273,100	1,100	350,800	600	381,300	400	459,200	400
	47	241,000	1,100	275,300	1,100	352,800	500	382,900	400	460,000	400
	48	242,200	1,100	277,300	1,100	354,800	500	384,400	400	460,800	400

職員の区分	職務の級 号給	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級	
		給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額
	49	<u>243,600</u>	1,000	<u>279,600</u>	1,100	<u>356,400</u>	500	<u>385,800</u>	400	<u>461,700</u>	400
	50	<u>245,100</u>	1,000	<u>281,600</u>	1,100	<u>358,300</u>	500	<u>387,300</u>	400	<u>462,500</u>	400
	51	<u>246,300</u>	1,000	<u>283,500</u>	1,100	<u>360,100</u>	500	<u>388,800</u>	400	<u>463,300</u>	400
	52	<u>247,800</u>	1,000	<u>285,500</u>	1,100	<u>362,000</u>	500	<u>390,200</u>	400	<u>464,100</u>	400
	53	<u>249,000</u>	1,000	<u>287,300</u>	1,100	<u>363,800</u>	400	<u>391,400</u>	400	<u>465,000</u>	400
	54	<u>250,200</u>	1,000	<u>289,700</u>	1,100	<u>365,500</u>	400	<u>392,700</u>	400	<u>465,800</u>	400
	55	<u>251,600</u>	1,000	<u>292,000</u>	1,100	<u>367,200</u>	400	<u>393,800</u>	400	<u>466,600</u>	400
	56	<u>252,700</u>	1,000	<u>294,500</u>	1,100	<u>368,800</u>	400	<u>394,900</u>	400	<u>467,400</u>	400
	57	<u>254,000</u>	1,000	<u>296,500</u>	1,000	<u>370,300</u>	400	<u>396,300</u>	400	<u>468,300</u>	400
	58	<u>255,100</u>	1,000	<u>299,000</u>	1,000	<u>371,800</u>	400	<u>397,500</u>	400		
	59	<u>256,200</u>	1,000	<u>301,300</u>	1,000	<u>373,300</u>	400	<u>398,700</u>	400		
	60	<u>257,400</u>	1,000	<u>304,000</u>	1,000	<u>374,700</u>	400	<u>400,000</u>	400		
	61	<u>258,700</u>	1,000	<u>306,400</u>	1,000	<u>375,800</u>	400	<u>401,200</u>	400		
	62	<u>259,800</u>	800	<u>308,800</u>	1,000	<u>377,200</u>	400	<u>402,200</u>	400		
	63	<u>261,200</u>	800	<u>311,300</u>	1,000	<u>378,600</u>	400	<u>403,600</u>	400		
	64	<u>262,300</u>	800	<u>313,600</u>	1,000	<u>379,900</u>	400	<u>404,900</u>	400		
	65	<u>263,600</u>	800	<u>315,800</u>	900	<u>381,200</u>	400	<u>406,100</u>	400		
	66	<u>265,100</u>	800	<u>318,000</u>	900	<u>382,500</u>	400	<u>407,200</u>	400		
	67	<u>266,600</u>	800	<u>320,100</u>	900	<u>383,700</u>	400	<u>408,400</u>	400		
	68	<u>268,300</u>	800	<u>322,300</u>	900	<u>385,000</u>	400	<u>409,500</u>	400		
	69	<u>269,700</u>	700	<u>324,200</u>	700	<u>386,300</u>	400	<u>410,500</u>	400		
	70	<u>271,100</u>	700	<u>326,300</u>	700	<u>387,400</u>	400	<u>411,500</u>	400		
	71	<u>272,500</u>	700	<u>328,400</u>	600	<u>388,700</u>	400	<u>412,500</u>	400		
	72	<u>273,900</u>	700	<u>330,400</u>	600	<u>389,900</u>	400	<u>413,500</u>	400		
	73	<u>275,000</u>	700	<u>332,500</u>	600	<u>391,300</u>	400	<u>414,500</u>	400		
	74	<u>276,400</u>	700	<u>334,600</u>	600	<u>392,300</u>	400	<u>415,200</u>	400		
	75	<u>277,800</u>	700	<u>336,800</u>	600	<u>393,400</u>	400	<u>415,900</u>	400		
	76	<u>279,000</u>	700	<u>339,000</u>	600	<u>394,400</u>	400	<u>416,600</u>	400		
	77	<u>280,200</u>	600	<u>340,700</u>	600	<u>395,300</u>	400	<u>417,300</u>	400		
	78	<u>281,400</u>	600	<u>342,600</u>	600	<u>396,300</u>	400	<u>418,000</u>	400		
	79	<u>282,600</u>	600	<u>344,300</u>	600	<u>397,400</u>	400	<u>418,700</u>	400		
	80	<u>283,800</u>	600	<u>346,100</u>	600	<u>398,500</u>	400	<u>419,400</u>	400		
	81	<u>284,900</u>	600	<u>347,900</u>	600	<u>399,200</u>	400	<u>420,200</u>	400		
	82	<u>286,100</u>	600	<u>349,700</u>	600	<u>400,100</u>	400	<u>420,900</u>	400		
	83	<u>287,300</u>	600	<u>351,100</u>	500	<u>401,000</u>	400	<u>421,600</u>	400		
	84	<u>288,500</u>	600	<u>352,900</u>	500	<u>401,900</u>	400	<u>422,300</u>	400		
	85	<u>289,500</u>	500	<u>354,100</u>	500	<u>402,700</u>	400	<u>422,900</u>	400		
	86	<u>290,600</u>	500	<u>355,700</u>	500	<u>403,600</u>	400	<u>423,400</u>	400		
	87	<u>291,600</u>	500	<u>357,200</u>	500	<u>404,400</u>	400	<u>424,000</u>	400		
	88	<u>292,800</u>	500	<u>358,700</u>	500	<u>405,200</u>	400	<u>424,700</u>	400		
	89	<u>293,900</u>	500	<u>360,000</u>	400	<u>405,800</u>	400	<u>425,400</u>	400		
	90	<u>295,000</u>	500	<u>361,300</u>	400	<u>406,500</u>	400	<u>426,000</u>	400		
	91	<u>296,200</u>	500	<u>362,700</u>	400	<u>407,200</u>	400	<u>426,700</u>	400		
	92	<u>297,400</u>	500	<u>364,100</u>	400	<u>407,900</u>	400	<u>427,200</u>	400		
再任用職員以外の職員	93	<u>297,900</u>	400	<u>365,600</u>	400	<u>408,500</u>	400	<u>427,600</u>	400		
	94	<u>298,900</u>	400	<u>366,900</u>	400	<u>409,300</u>	400	<u>428,200</u>	400		
	95	<u>300,000</u>	400	<u>368,200</u>	400	<u>410,000</u>	400	<u>428,800</u>	400		
	96	<u>301,200</u>	400	<u>369,400</u>	400	<u>410,800</u>	400	<u>429,400</u>	400		

職員の区分	職務の級 号給	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級	
		給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額
	97	<u>302,200</u>	400	<u>370,400</u>	400	<u>411,500</u>	400	<u>429,800</u>	400		
	98	<u>303,300</u>	400	<u>371,400</u>	400	<u>412,300</u>	400	<u>430,400</u>	400		
	99	<u>304,300</u>	400	<u>372,400</u>	400	<u>413,100</u>	400	<u>431,000</u>	400		
	100	<u>305,400</u>	400	<u>373,400</u>	400	<u>413,900</u>	400	<u>431,600</u>	400		
	101	<u>306,300</u>	400	<u>374,300</u>	400	<u>414,500</u>	400	<u>432,000</u>	400		
	102	<u>307,400</u>	400	<u>375,300</u>	400	<u>415,200</u>	400	<u>432,600</u>	400		
	103	<u>308,500</u>	400	<u>376,300</u>	400	<u>415,900</u>	400	<u>433,200</u>	400		
	104	<u>309,500</u>	400	<u>377,300</u>	400	<u>416,600</u>	400	<u>433,800</u>	400		
	105	<u>310,100</u>	400	<u>378,100</u>	400	<u>417,400</u>	400	<u>434,200</u>	400		
	106	<u>311,000</u>	400	<u>379,000</u>	400	<u>418,100</u>	400	<u>434,800</u>	400		
	107	<u>311,800</u>	400	<u>379,900</u>	400	<u>418,800</u>	400	<u>435,400</u>	400		
	108	<u>312,600</u>	400	<u>380,900</u>	400	<u>419,600</u>	400	<u>436,000</u>	400		
	109	<u>313,500</u>	400	<u>381,700</u>	400	<u>420,200</u>	400	<u>436,400</u>	400		
	110	<u>313,900</u>	400	<u>382,700</u>	400	<u>420,700</u>	400	<u>437,000</u>	400		
	111	<u>314,300</u>	400	<u>383,700</u>	400	<u>421,200</u>	400	<u>437,600</u>	400		
	112	<u>314,800</u>	400	<u>384,700</u>	400	<u>421,800</u>	400	<u>438,200</u>	400		
	113	<u>315,400</u>	400	<u>385,300</u>	400	<u>422,300</u>	400	<u>438,600</u>	400		
	114	<u>315,800</u>	400	<u>386,200</u>	400	<u>422,800</u>	400	<u>439,200</u>	400		
	115	<u>316,300</u>	400	<u>387,100</u>	400	<u>423,300</u>	400	<u>439,800</u>	400		
	116	<u>316,800</u>	400	<u>388,000</u>	400	<u>423,800</u>	400	<u>440,400</u>	400		
	117	<u>317,400</u>	400	<u>388,800</u>	400	<u>424,400</u>	400	<u>440,800</u>	400		
	118	<u>317,900</u>	400	<u>389,500</u>	400	<u>424,900</u>	400	<u>441,400</u>	400		
	119	<u>318,300</u>	400	<u>390,300</u>	400	<u>425,400</u>	400	<u>442,000</u>	400		
	120	<u>318,800</u>	400	<u>391,100</u>	400	<u>425,900</u>	400	<u>442,600</u>	400		
	121	<u>319,300</u>	400	<u>391,700</u>	400	<u>426,500</u>	400	<u>443,000</u>	400		
	122	<u>319,700</u>	400	<u>392,500</u>	400	<u>427,000</u>	400				
	123	<u>320,200</u>	400	<u>393,200</u>	400	<u>427,500</u>	400				
	124	<u>320,700</u>	400	<u>393,900</u>	400	<u>428,000</u>	400				
	125	<u>321,300</u>	400	<u>394,500</u>	400	<u>428,600</u>	400				
	126	<u>321,600</u>	400	<u>395,200</u>	400	<u>429,100</u>	400				
	127	<u>321,900</u>	400	<u>395,700</u>	400	<u>429,600</u>	400				
	128	<u>322,200</u>	400	<u>396,300</u>	400	<u>430,100</u>	400				
	129	<u>322,400</u>	400	<u>397,000</u>	400	<u>430,700</u>	400				
	130	<u>322,700</u>	400	<u>397,600</u>	400	<u>431,200</u>	400				
	131	<u>323,000</u>	400	<u>398,100</u>	400	<u>431,700</u>	400				
	132	<u>323,300</u>	400	<u>398,600</u>	400	<u>432,200</u>	400				
	133	<u>323,500</u>	400	<u>398,900</u>	400	<u>432,800</u>	400				
	134	<u>323,700</u>	400	<u>399,500</u>	400	<u>433,300</u>	400				
	135	<u>323,900</u>	400	<u>400,100</u>	400	<u>433,800</u>	400				
	136	<u>324,200</u>	400	<u>400,700</u>	400	<u>434,300</u>	400				
	137	<u>324,500</u>	400	<u>401,200</u>	400	<u>434,900</u>	400				
	138	<u>324,700</u>	400	<u>401,800</u>	400						
	139	<u>325,000</u>	400	<u>402,400</u>	400						
	140	<u>325,300</u>	400	<u>403,000</u>	400						
	141	<u>325,500</u>	400	<u>403,400</u>	400						
	142	<u>325,700</u>	400	<u>404,000</u>	400						
	143	<u>326,000</u>	400	<u>404,500</u>	400						
	144	<u>326,200</u>	400	<u>405,100</u>	400						

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級	
		給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額
	145	<u>326,500</u>	400	<u>405,500</u>	400						
	146	<u>326,700</u>	400	<u>406,100</u>	400						
	147	<u>327,000</u>	400	<u>406,600</u>	400						
	148	<u>327,300</u>	400	<u>407,200</u>	400						
	149	<u>327,500</u>	400	<u>407,600</u>	400						
	150	<u>327,700</u>	400	<u>408,100</u>	400						
	151	<u>328,000</u>	400	<u>408,600</u>	400						
	152	<u>328,300</u>	400	<u>409,100</u>	400						
	153	<u>328,500</u>	400	<u>409,700</u>	400						
	154	<u>328,800</u>	400	<u>410,200</u>	400						
	155	<u>329,100</u>	400	<u>410,700</u>	400						
	156	<u>329,400</u>	400	<u>411,200</u>	400						
	157	<u>329,600</u>	500	<u>411,800</u>	400						
	158	<u>329,800</u>	400	<u>412,300</u>	400						
	159	<u>330,100</u>	400	<u>412,800</u>	400						
	160	<u>330,400</u>	400	<u>413,300</u>	400						
	161	<u>330,600</u>	500	<u>413,900</u>	400						
	162	<u>330,800</u>	400	<u>414,400</u>	400						
	163	<u>331,100</u>	400	<u>414,900</u>	400						
	164	<u>331,400</u>	400	<u>415,400</u>	400						
	165	<u>331,600</u>	500	<u>416,000</u>	400						
	166			<u>416,500</u>	400						
	167			<u>417,000</u>	400						
	168			<u>417,500</u>	400						
	169			<u>418,100</u>	400						
	170			<u>418,600</u>	400						
	171			<u>419,100</u>	400						
	172			<u>419,600</u>	400						
	173			<u>420,200</u>	400						
	174			<u>420,700</u>	400						
	175			<u>421,200</u>	400						
	176			<u>421,700</u>	400						
	177			<u>422,300</u>	400						
	178			<u>422,800</u>	400						
	179			<u>423,300</u>	400						
	180			<u>423,800</u>	400						
	181			<u>424,400</u>	400						
	182			<u>424,900</u>	400						
	183			<u>425,400</u>	400						
	184			<u>425,900</u>	400						
	185			<u>426,500</u>	400						
再任 用職 員		<u>234,000</u>	400	<u>271,100</u>	400	<u>296,600</u>	400	<u>324,400</u>	400	<u>405,200</u>	400

IV 学校職員の給与等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第56号）新旧対照表
 〈第1条関係〉

改 正	現 行
第1条～第19条の3 (略) (勤勉手当) 第20条 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、教育委員会が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の、教育委員会に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員等にあつては、人事委員会規則で定める日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の95</u> （特定幹部職員にあつては、 <u>100分の115</u> ）を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の47.5</u> （特定幹部職員にあつては、 <u>100分の57.5</u> ）を乗じて得た額の総額 3～5 (略) 第20条の2～第29条 (略)	第1条～第19条の3 (略) (勤勉手当) 第20条 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、教育委員会が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の、教育委員会に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員等にあつては、人事委員会規則で定める日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の90</u> （特定幹部職員にあつては、 <u>100分の110</u> ）を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の42.5</u> （特定幹部職員にあつては、 <u>100分の52.5</u> ）を乗じて得た額の総額 3～5 (略) 第20条の2～第29条 (略)

〈第2条関係〉

改 正	現 行
第1条～第9条の2 (略) (給与の減額) 第9条の3 職員が正規の勤務時間に勤務しないときは、その勤務しないことにつき特に承認があつた場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額（給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから人事委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額をいう。）を減額して給料及び地域手当を支給する。	第1条～第9条の2 (略) (給与の減額) 第9条の3 職員が正規の勤務時間に勤務しないときは、その勤務しないことにつき特に承認があつた場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額（給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもの_____で除して得た額をいう。）を減額して給料及び地域手当を支給する。

改 正	現 行
<p>第9条の4～第18条の3 (略) (期末手当) 第19条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額（教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの（第20条において「特定幹部職員」という。）にあつては<u>100分の110</u>）を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間における前項の職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の110</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。</p>	<p>第9条の4～第18条の3 (略) (期末手当) 第19条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5</u>を乗じて得た額（教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの（第20条において「特定幹部職員」という。）にあつては<u>6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の117.5</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間における前項の職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の65</u>」と、「<u>100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の80</u>」と、「<u>100分の102.5</u>」とあるのは「<u>100分の55</u>」と、「<u>100分の117.5</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。</p>
<p>4～6 (略) 第19条の2・第19条の3 (略) (勤勉手当) 第20条 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、教育委員会が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の、教育委員会に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員等にあつては、人事委員会規則で定める日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の92.5</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の112.5</u>）を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任</p>	<p>4～6 (略) 第19条の2・第19条の3 (略) (勤勉手当) 第20条 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、教育委員会が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の、教育委員会に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員等にあつては、人事委員会規則で定める日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の95</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の115</u>）を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任</p>

改 正					現 行				
用職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の45</u> （特定幹部職員にあつては、 <u>100分の55</u> ）を乗じて得た額の総額					用職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の47.5</u> （特定幹部職員にあつては、 <u>100分の57.5</u> ）を乗じて得た額の総額				
3～5（略）					3～5（略）				
第20条の2～第29条（略）					第20条の2～第29条（略）				
別表第1（第3条関係）					別表第1（第3条関係）				
教育職給料表					教育職給料表				
職員の 区分	職務 の級	(略)	2級	(略)	職員の 区分	職務 の級	(略)	2級	(略)
	号給	(略)	給料月額	(略)		号給	(略)	給料月額	(略)
(略)		(略)	円	(略)	(略)		(略)	円	(略)
再任用 職員		(略)	<u>274,300</u>	(略)	再任用 職員		(略)	<u>271,100</u>	(略)
備考 1 この表は、 <u>小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校</u> に勤務する校長、副校長、教頭、総括教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。					備考 1 この表は、 <u>高等学校、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、総括教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。</u>				
備考 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額は、 <u>同表のその者が受ける4級の号給の額（以下「4級の額」という。）に7,500円（4級の額に7,500円を加算した額が、次に掲げる者についてそれぞれ次に定める額（以下「3級等の額」という。）に満たない場合に</u> あつては、 <u>3級等の額から4級の額を控除して得た額（100円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）</u> を加算した額とする。					備考 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額は、 <u>この表の額に7,500円（人事委員会規則で定める職員にあつては、この表の4級の給料月額とこれに対応する3級の給料月額に100分の104を乗じて得た額との差額を基準として人事委員会規則で定める額）</u> をそれぞれ加算した額とする。				
(1) この表の3級から移つて同表の4級の適用を受けている者 当該4級に移つた日の前日に受けていた3級の号給に対応するこの表の額に <u>公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第3条第1項に規定する教職調整額</u> を加算した額（当該4級に移つた日									

改 正	現 行
<p>以後に降号（職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。）された者にあつては、部内の他の降号された者との権衡上必要があると認められるときは、人事委員会の承認を得て定める額）</p> <p>(2) 任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める者 (1)に掲げる者との権衡を考慮して人事委員会規則で定める額</p> <p>3 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級である職員の給料月額は、同表のその者が受ける5級の号給の額（以下「5級の額」という。）が、次に掲げる者についてそれぞれ次に定める額（以下「4級等の額」という。）に満たない場合にあつては、5級の額に4級等の額から5級の額を控除して得た額（100円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）を加算した額とする。</p> <p>(1) この表の4級から移つて同表の5級の適用を受けている者 当該5級に移つた日の前日に受けていた4級の号給に対応するこの表の額に備考2の規定の例により算定した額を加算した額（当該5級に移つた日以後に降号された者にあつては、部内の他の降号された者との権衡上必要があると認められるときは、人事委員会の承認を得て定める額）</p> <p>(2) 任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める者 (1)に掲げる者との権衡を考慮して人事委員会規則で定める額</p> <p>別表第2～別表第4 (略)</p> <p>別表第5 (第3条関係) (略)</p> <p>備考 この表は、船舶に乗り組む職員（海事職給料表(1)の適用を受ける者を除く。） _____ に適用する。</p> <p>別表第6 (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>別表第2～別表第4 (略)</p> <p>別表第5 (第3条関係) (略)</p> <p>備考 この表は、船舶に乗り組む職員（海事職給料表(1)の適用を受ける者を除く。） <u>で人事委員会規則で定めるものに適用する。</u></p> <p>別表第6 (略)</p>

V 学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年神奈川県条例第125号）新旧対照表

〈第3条関係〉

改 正	現 行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第1条～第13条（略） （地域手当に関する特例）</p> <p>第14条 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の給与条例第9条の2第2項の規定の適用については、同項中「100分の12」とあるのは、「<u>100分の11.94</u>」とする。</p> <p>第15条～第19条（略）</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第1条～第13条（略） （地域手当に関する特例）</p> <p>第14条 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の給与条例第9条の2第2項の規定の適用については、同項中「100分の12」とあるのは、「<u>100分の11.9</u>」とする。</p> <p>第15条～第19条（略）</p>

